

平成 28 年 12 月 9 日

舞鶴市との「地域振興に関する連携協定」の締結について

京都北都信用金庫（理事長 森屋 松吉）は、舞鶴市と地域振興を図ることを目的に、平成 28 年 12 月 2 日に「地域振興に関する連携協定」を締結しました。

当金庫では、この協定にもとづき、舞鶴市と連携・協力して舞鶴市の産業振興に寄与する取り組みを進め、地域産業の振興を図ってまいります。

記

1. 協定の概要

舞鶴市と地域振興を図るため、次に掲げる事項について、融資制度及び関連施策、地域人材の育成、ビジネスマッチング等販路開拓支援、企業立地案件の発掘、交流人口の増加、その他産業振興施策・事業の検討・実施、情報共有など、金融及び金融以外の両面で連携・協力してその取り組みを進めてまいります。

- (1) 商工業者等の経営安定、再生及び成長支援に関すること
- (2) 新規創業と新産業の創出に関すること
- (3) 企業立地の推進に関すること
- (4) 交流人口の増加に関すること
- (5) 地域人材の育成に関すること
- (6) 移住・定住の促進に関すること
- (7) 地域経済等の情報収集・分析に関すること
- (8) 地域資源の活用促進に関すること
- (9) 商工会議所、高等教育機関等と連携した産官学金連携の強化に関すること
- (10) その他双方が必要と認めること

2. その他

舞鶴市は本協定と同様の内容で、同日、京都銀行と個別に連携協定を締結されています。

